

国史跡指定記念企画展

いなぐんが こんが かんが  
伊那郡衙 - 恒川官衙遺跡 -

遺跡見学  
のお伴に

# 伊那郡衙 ガイド Guide

座光寺富士と恒川遺跡群



飯田市美術博物館 | 飯田市上郷考古博物館



# どんな建物や施設があったの？

## 建物の種類など

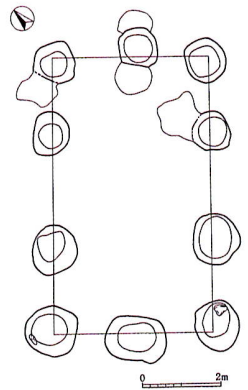
飛鳥～平安時代の建物は大きく分けて<sup>たてあな</sup>竪穴建物・<sup>ほったてばしら</sup>掘立柱建物・<sup>そせき</sup>礎石建物があります。竪穴建物は縄文時代からあり、地面を掘り窪め、中に柱を立てて骨組みを作り、屋根を葺いたものです。掘立柱建物は地面に穴を掘り直接柱を立てて地面を底床としたものです。礎石建物は文字どおり土台に石を用いた建物です。竪穴建物の多くは、一般民衆の住居で、掘立柱建物や礎石建物は、側面のみ柱があるものを<sup>がわばしら</sup>側柱建物と呼び倉庫や庁舎として使用しました。内側にも柱があるものを<sup>そうばしら</sup>総柱建物といい、ほとんどが倉庫として用いました。

### 建物の表し方

長い方を<sup>しだ</sup>桁、短い方を<sup>はり</sup>梁といいます。柱と柱の間を1間と数え、右図の建物は、「桁行8m、梁行4.8m、3×2間の側柱建物」と表現されます。

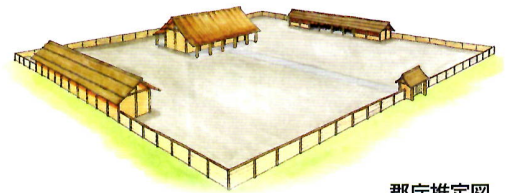


厨家推定地の竪穴建物 3棟が重なっています



## 郡 庁

郡衙の政庁で、郡司らが実務を執ったり、儀式・饗宴の場や裁判所としても使われました。権力の象徴としての位置づけが大きかったと思われます。伊那郡衙では現在のところ発見されていません。



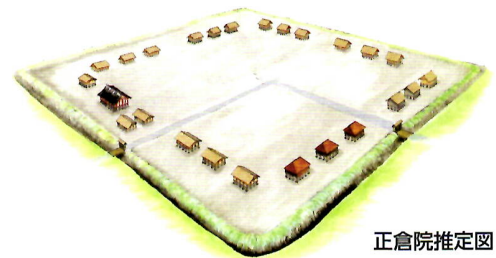
郡庁推定図

## 正 倉

田租や出挙で徴収された穀物を収納した倉庫を正倉といい、その倉庫群を正倉院と呼びます。当時は穀物倉庫を「倉」・「屋」と使い分けていました。倉はほぼ総柱建物で、掘立柱建物か礎石建物で穀物貯蔵には最適な高床倉庫でした。屋はほとんどが側柱の掘立柱建物で、床が土間か平地床でした。

正倉院内から瓦が出土しています。瓦は本瓦葺きに使用された平瓦と丸瓦で、軒に葺かれるものを軒丸瓦・軒平瓦と呼びます。郡衙の瓦葺建物は全国的に見ても少ないのですが、伊那郡衙では正倉院内より出土していることから、<sup>ほうそう</sup>法倉という特別な瓦葺の正倉が存在していた可能性があります。

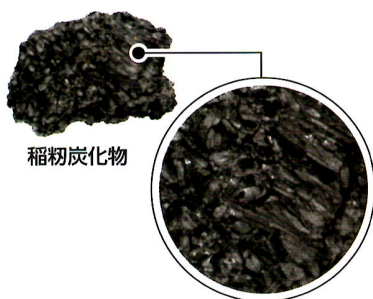
他の遺物として炭化米があります。民衆から徴収した稲は、使用・保存方法により様々な形で保管されていました。<sup>もみ</sup>稲粃（<sup>とうこく</sup>稲穀）や<sup>えいとう</sup>稲穂（<sup>穎稻</sup>）の形態や、保存・携帯食であった<sup>ほしいい</sup>糲、徴収された雑穀もあり、それぞれ異なった倉に保管されていました。全国的な傾向ですが、伊那郡の正倉院も相次ぐ火災（神火と呼ばれたが、ほとんどが放火）に遭ったため、保管されていた稲や雑穀が炭化して出土しています。



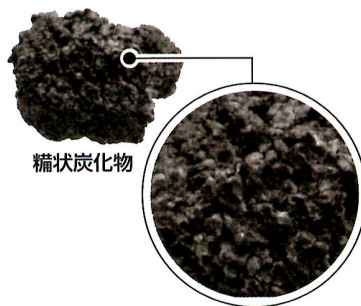
正倉院推定図



正倉(総柱建物 倉)



稲粃炭化物



糲炭化物

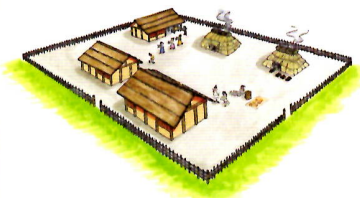


出土瓦による本葺の復元



くりや たち  
厨家・館

厨家は食膳の準備や食料・食器を管理していた施設で、館は役人の宿泊施設です。文献資料では厨家には「竈屋」「納屋」「備屋」「酒屋」などがあつたとされます。両者とも調査例が少なく、建物構造や配置など詳細は不明です。伊那郡衙では確実に館と思われる遺構は検出されていません。厨家推定地には15棟の掘立柱建物と5棟の竪穴建物があり、複数回の建て替えを行っています。この竪穴建物が厨房施設である竈屋と考えられています。



厨家推定図



厨家推定地遺構分布状況

祭祀場

当時の政府には神祇官があり、末端機構の郡衙でも役人による祭祀が行われていました。伊那郡衙では水を使った祭祀を恒川清水周辺で行っていたようです。掘立柱建物が祭祀関連建物と考えられます。その南側の湿地からは祭祀に使用された人形・馬形・鳥形・船形・<sup>いぐし</sup>斎串などが出土しています。



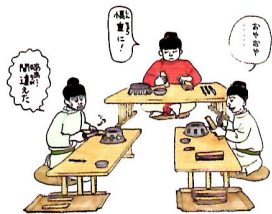
恒川清水と掘立柱建物



木製祭祀具

ぼくしょと き  
墨書土器

墨書土器とは土器に墨などによって文字・記号・絵が記された土器で、その内容で遺構や遺跡の性格がわかる場合がある重要な遺物です。恒川遺跡群では50数点出土しており、正倉を建設する際に造成した地点からは、「厨」「官」「墓」などが記された9c代の土器が多く出土しました。「厨」は厨家を意味し、「官」は行政機関を示すと考えられ、これらの器は厨家の備品と考えられます。他には「信」「井」「工」などがありますが、判読不能・意味不明のものも沢山あります。



「官」須恵器・土師器杯



「厨」灰釉陶器碗

どんなものが  
出てきたの？

とう けん  
陶 硯

陶器の硯で、脚の形の分類により3種類の硯が出土しています。律令体制下は文書主義であったため、役所の業務には必要不可欠でした。伊那郡衙の特色として硯の出土量の多さが挙げられます。信濃国から出土している全硯の約4割が恒川遺跡群から出土しており、これは郡衙の業務量が他の郡衙に比べ突出して多かったからではないか、と指摘されています。

圓足内面硯(左)



蹄脚内面硯(右)

銭 貨

富本銭は日本最古の流通貨幣とされ、現在までに畿内を除く地方で出土したのは高森町<sup>むりょうじ</sup>武陵地1号古墳、座光寺地区と群馬県<sup>かみくるす</sup>藤岡市上栗須寺前遺跡の3箇所のみです。和同開珎銀銭は田中倉垣外地籍住居址44より出土したもので、東国での銀銭出土は下総国<sup>そうま</sup>相馬郡衙の千葉<sup>ひびりにし</sup>日秀西遺跡との2例のみです。富壽神寶は田中倉垣外地籍住居址02より出土しました。



富本銭



和同開珎銀銭



富壽神寶



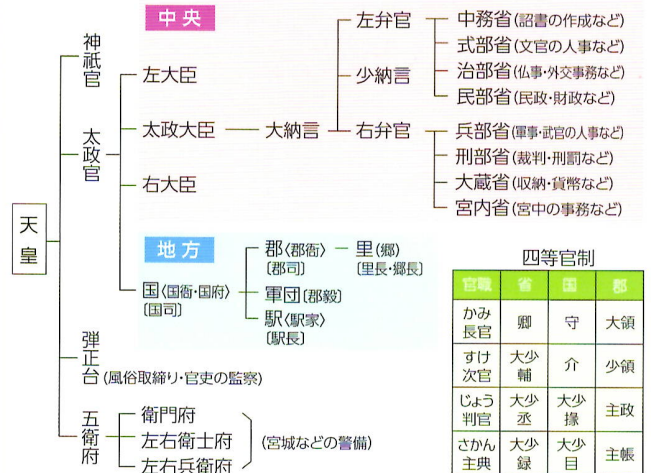
# 座光寺に古代の郡役所が置かれた頃

645年「大化の改新」以降、中央政府は中国の唐の制度を手本に中央集権国家の建設を目指しました。まず、法律により国を治めるため、「律」・「令」を導入しました。律は刑法、令は行政法に相当し、当時の政治経済・社会制度を規定し、701年に大宝律令が制定され律令制度がほぼ完成しました。

中央には国家運営の中心として都城（藤原京・平城京など）を整備し、統治組織として二官・八省・一台・五衛府を設置しました。国土を五畿（畿内、現在の首都圏）七道（地方）の行政区に分け、その下に国（道庁県）・郡（県地方事務所や広域連合の管轄地域の単位）・里（市町村、後に郷に改称）を置き、国には国府（国衙）を、郡には郡衙（郡家）という役所を設けました。信濃国は十郡、伊那郡は四郷（流布本では五郷）に分けられていました。伊那郡衙が置かれた現在の長野県飯田市座光寺地区は、東山道に属し、信濃国伊那郡麻績郷と呼ばれました。

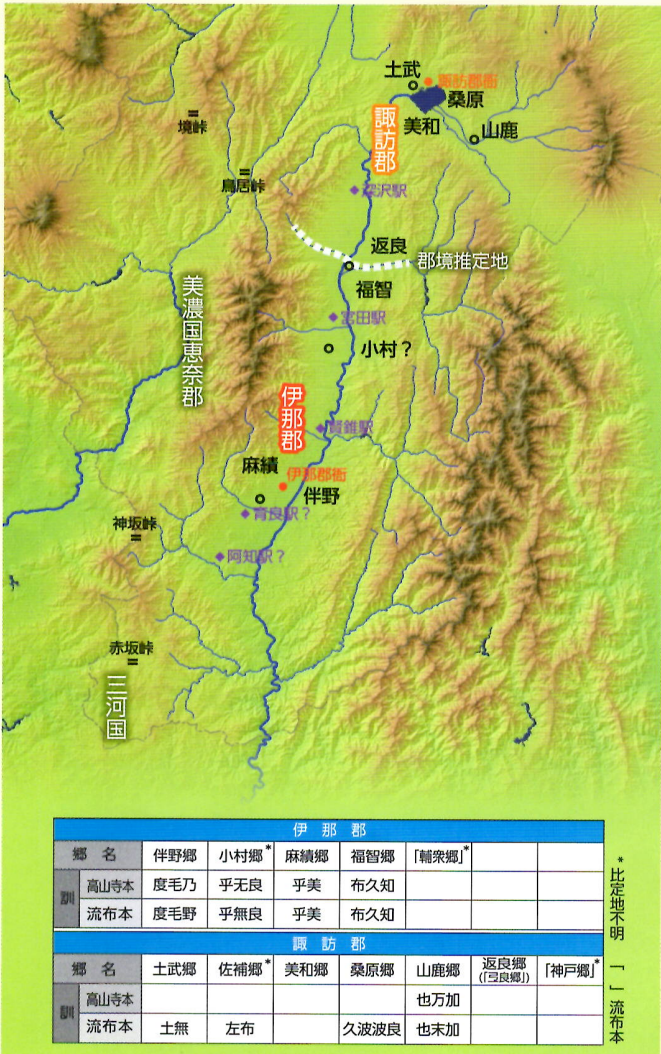
また、中央と地方を緊密に結びつけるため、七道の官道を整備しました。都から放射状に伸びており、地形を無視した直線道路で一定規格（12・9・6m）の道であったといわれます。官道には駅制がしかれ、30里（約16km）ごとに駅家が設置されました。

人々は政府により戸籍に登録され、一定量の田が与えられましたが、その代償として租・庸・調・雑徭といった税を負担しなければなりません。租は現在の県税として、収穫の3%程度の稲を郡衙に収めました。庸は布、調は地方の特産物で、両方とも国税でしたので、都まで納税者自らが運ばなければなりません。雑徭は国司の命による労役で、他にも防人や衛士といった兵役もありました。



律令官制表

## 古代信濃国伊那郡・諏訪郡郷名



## 伊那郡衙関連年表

西暦	元号など	出来事
239	弥生時代後期	卑弥呼が魏に遣使し、「親魏倭王」の称号を受ける
250		恒川清水周辺で外来系土器を使う人々の集落が営まれる
300	古墳時代前期	この頃松尾代田山狐塚古墳が作られる
350		
400	古墳時代中期	カマドと須恵器を使う人々の集落が営まれる
450		馬を埋葬した墓や馬具が出現する
500	古墳時代後期	この頃高岡第1号古墳が作られる
550		この頃松尾おかん塚・竜丘塚第1号・同馬背塚古墳が作られる
600		
646	大化2	改新の詔（大化改新）
663	天智2	白村江の戦い
664	天智3	九州北部などに防人を設置
672	天武元	壬申の乱
683	天武12	富本銭発行か。国・評・里制へ
684	天武13	畿内・信濃に使者を派遣し、造都地を視察させる
694	持統8	藤原京へ遷都
701	大宝元	藤原宮出土木簡「科野国伊奈評□(鹿力)大賚」
708	和銅元	大宝律令制定、翌年施行。国・郡・里制へ
710	和銅3	和同開珎銀銭・銅銭の発行
711	和銅6	平城京へ遷都 奈良時代
713	和銅6	好字制により科野から信濃に改める。美濃・信濃国境に吉蘇路を通す
717	養老元	里を郷に改称し、郷の下に里を置く
721	養老5	信濃国から諏訪国を分割
723	養老7	三世一身の法
731	天平3	諏訪国を廃し信濃国へ併合
738	天平10	東大寺正倉院宝物の麻布袋「□(信)濃国伊那郡小村□(郷)交易布一段 天平十年十月」
740	天平12	国・郡・郷制へ
741	天平13	国分寺建立の詔
743	天平15	墾田永年私財法
752	天平勝宝5	東大寺大仏開眼供養
755	天平勝宝7	埴科郡主帳神人部子忍男が防人として神坂峠を越えて筑紫に赴く 万葉集20巻「ちはやぶる神の御坂に幣まつり齋ふ命は母父がため」
757	天平宝字元	養老律令の施行
765	天平神護元	正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位下を授け勲六等に叙する
768	神護景雲2	信濃国牧主当大領外従五位下勲六等金刺舎人八麿(麻呂)の解
784	延暦3	長岡京へ遷都
794	延暦13	平安京へ遷都 平安時代
817	弘仁8	最澄、東山道を通り東国へ布教し、阿智園原へ広徳院を建立か？
820	弘仁11	弘仁格・式の編纂
842	承和9	承和の姿 藤原北家の台頭
866	貞観8	信濃国伊奈郡寂光寺が定額寺となる
927	延長5	延喜式が奏進される
982	天元5	この頃信濃国国司藤原陳忠が上京途中、神坂峠から落ちる「今昔物語集」巻28第38「受領は倒るるところに土をつかめ」の語源 後白河法皇が源頼朝に下総・信濃・越後の年貢未納荘園へ催促を命じる(信濃国伊賀良庄・伴野庄・郡戸庄ほか)
1186	文治2	



銭貨の鑄造も唐に習い行われました。最古の流通貨幣は天武天皇の683年に作られた富本銭とされ、以降958年の乾元大寶まで鑄造され、和同開珎から乾元大寶までを皇朝十二銭と呼びます。

律令制度の成立期～発展期である7C後半～8Cは、鎮護国家の思想から、仏教が国家から手厚く保護されていたため、生活や文化などに大きく影響を与えました。都には多くの寺院が、全国には国分寺・国分尼寺が詔により設置されました。また、都では遣唐使による唐の影響を強く受けた国際色豊かな文化でもありました。

皇朝十二銭					
銭名	天皇	鑄造年	銭名	天皇	鑄造年
和同開珎	元明	708年	長年大寶	仁明	848年
萬年通寶	淳仁	760年	饒益神寶	清和	859年
神功開寶	称徳	765年	貞観永寶	清和	870年
陸平永寶	桓武	796年	寛平大寶	宇多	890年
富壽神寶	嵯峨	818年	延喜通寶	醍醐	907年
承和昌寶	仁明	835年	乾元大寶	村上	958年

もう少し詳しく  
**伊那郡衙**

郡には里(郷)の数により等級があり、伊那郡衙は下郡でした。等級別に職員数が決められており、下郡には郡司が3人(四等官の大領1・少領1・主帳1)勤務していました。郡司は地元だいりょう しょうりょう しゅちょうの豪族が任用され、終身制でした(国の役人の国司は任期制)。他にも業務を担当する郡雑任も勤務していました。税長・調長といった税関係や厨長・駆使(厨家で勤務するシェフなど)、炭焼丁・松採丁などの役もありました。郡雑任も等級により人数が決められており、伊那郡衙は郡司を含め総数80数名の職員だったようです。

郡衙(郡司)の役割としては、徴税と税物輸京、文書作成、国衙での業務報告(告朔)、郡内の巡検、裁判、公的旅行者への接待、祭祀施行などがありました。他には本来国司の職責とされた政府の牧(馬の飼育・繁殖・調教など行う所)の管理かなさしのとねりはちまろを、金刺舎人八麻呂という伊那郡大領が兼任していた事がある点や、東国で最も都に近い郡衙であったという立地から、通常の郡衙とは違った業務を担っていた可能性があります。

**恒川遺跡群周辺文化財**



南本城城跡



石塚1号古墳



舞台桜と麻績学校校舎



最見塚古墳



元善光寺



畦地1号古墳石室内



同出土銀製垂飾付耳飾



▲高岡第1号古墳



同石室内